## 破産債権の特別調査期間

**平成２５年（フ）第５２号**
鹿児島県薩摩郡さつま町平川7919番地
破産者　上園建設株式会社
特別調査期間　平成26年７月３日から平成26年７月10日まで
平成26年６月４日
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

## 特別清算開始

**平成２６年（ヒ）第２０４４号**
東京都渋谷区猿楽町２番３号コーポ天城205
清算株式会社　株式会社ＥＹＳＳ
代表清算人　山本　隆彦
１　決定年月日　平成26年６月３日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

## 特別清算終結

**平成２６年（ヒ）第２０１６号**
東京都北区田端新町３丁目14番６号
清算株式会社　株式会社ジャパンシルバー
１　決定年月日　平成26年６月２日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

**平成２６年（ヒ）第２０３７号**
東京都中央区日本橋茅場町２丁目４番８号
清算株式会社　株式会社Ｋ―ＭＡｘ
１　決定年月日　平成26年６月３日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

**平成２６年（ヒ）第２号**
神奈川県小田原市飯泉736番地の１
清算株式会社　株式会社ミヤビ
１　決定年月日　平成26年６月３日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

## 包括的禁止命令

**平成２６年（再）第１号**
和歌山市小倉25番地、開始決定時の本店所在地和歌山市駿河町12番地
再生債務者　株式会社駿河屋
１　決定年月日　平成26年６月２日
２　主文　すべての再生債権者は、再生債務者の財産に対し、破産手続開始の決定があるまでの間、強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
和歌山地方裁判所民事部

## 監督命令

**平成２６年（再）第９号**
大阪府東大阪市岸田堂西２丁目２番14号
再生債務者　五一建材株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市北区中之島２丁目３番18号　中之島フェスティバルタワー19階　玉越法律事務所　弁護士　玉越　久義
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法第49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
コ　事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからコまでに掲げる行為
平成26年５月30日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（再）第１０号**
大阪府東大阪市岸田堂西２丁目２番７号
再生債務者　有限会社寿商事
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市北区中之島２丁目３番18号　中之島フェスティバルタワー19階　玉越法律事務所　弁護士　玉越　久義
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法第49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
コ　事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからコまでに掲げる行為
平成26年５月30日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（再）第１１号**
大阪市住之江区南港中６丁目３―44、商業登記簿上の本店所在地兵庫県三木市福井２丁目９番31号
再生債務者　明石運送株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市北区西天満４丁目３番25号　梅田プラザビル６階　松田・科埜法律事務所　弁護士　松田　親男
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法第49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
コ　事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからコまでに掲げる行為
平成26年５月30日
大阪地方裁判所第６民事部